

長野県耐震改修促進計画(第III期)(案)の概要

◇概要

■計画目的

甚大な被害の発生が予想される地震から県民の生命や財産を守る
(根拠：建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条)

■計画期間

令和3年度～令和7年度(5年間)

■基本的な考え方

- 長野県北部地震、中部地震及び神城断層地震等の教訓を踏まえ、県民の生活基盤である住宅の耐震化を促進
- 県と市町村が連携し耐震化の促進に取組む
- 建築関係団体と連携し耐震化啓発と耐震化支援の取組み強化



H26.11月 神城断層地震

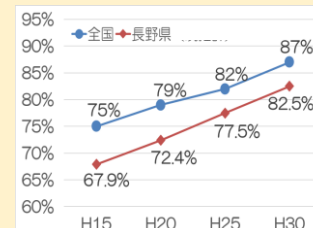
■第III期計画のポイント

- 住宅については、耐震改修に加えて、建替えや住替えの促進を図ると共に、アクションプログラム※1による取組みを強化し、耐震化を加速する。
- 要緊急安全確認大規模建築物※3について、重点的に耐震化を促進する。
- 災害時に避難先として利用されるホテル・旅館等の耐震化を促進する。

■耐震化の現状

【住宅】

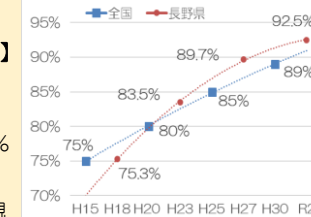
- H15から14.6%上昇(全国12%上昇)
- 耐震性が不足する住宅は約14万戸



【耐震化率の推移】

【多数の者が利用する建築物】

- 全国より高い進捗
公共：98.3%
民間：87.9%
- 学校等 99.5%
- 災害拠点病院等 100%
- 要緊急安全確認大規模建築物 81.5%



【耐震化率の推移】

◇目標と主な取組み

住宅

R7目標 **92%** (現計画 90%)



【耐震化促進に向けた取組み】

- アクションプログラム※1による耐震化の加速
 - ・策定の支援と取組みの普及(創設済37市町村)
 - ・所有者に対しダイレクトメール、個別訪問等実施
- 建替え、住替えによる耐震化の加速
 - ・現地建替えの補助制度の普及(創設済34市町村)
 - ・良質な空き家、高齢者向け住宅への住替えによる促進

【具体的な支援策】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 耐震性能の劣る住宅の、耐震改修、建替えの支援
- 古民家の外観を活かした耐震補強設計への支援

【耐震化を促進するための環境整備】

- 安価な耐震改修工法等の普及、技術者の育成
- 一定の知識を習得した改修事業者リストの公表

※1 アクションプログラム

住宅の耐震化加速に向けた具体的な行動計画。市町村が策定。策定により国の支援制度の拡充が受けられる

多数の者が利用する建築物※2

R7目標 **95%** (現計画 95%)
※要緊急安全確認大規模建築物※3 **100%**



【耐震化促進に向けた取組み】

- 規模に応じた重点的な取組み
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進
- 用途に応じた重点的な取組み
 - ・避難先として活用されるホテル・旅館等の耐震化促進
 - ・負傷者の救急医療対応を行う病院の耐震化促進

【具体的な支援策等】※住宅・建築物耐震改修総合支援事業活用

- 耐震診断の支援
- 要緊急安全確認大規模建築物及び避難所の耐震改修支援
- 市町村、関係部局と連携した所有者等への働きかけ
 - ・個別訪問等の実施
 - ・相談支援体制の構築

※2 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法14条1号)
階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上 ほか

※3 大規模建築物で耐震診断義務あり(H29.2月診断結果公表済)
階数3以上かつ延べ面積5,000㎡以上 ほか

緊急輸送道路沿道建築物

- 代替路線の整備計画を踏まえ、義務化路線の指定について協議継続(※現在候補路線該当なし)
- 引続き、耐震診断補助等による耐震化の啓発

公共建築物(県有施設)

- 災害拠点施設等の割増補強と機能強化 19棟
 - 災害拠点以外の中規模施設等の耐震化 5棟
- | | | |
|--------|-----|------|
| あり方検討中 | 4棟 | 計24棟 |
| 設計着手済 | 19棟 | |
| 工事着手済 | 1棟 | |

その他

- ブロック塀等の転倒防止対策
- 非構造部材(天井、外壁等)の耐震対策
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- 建築設備の耐震対策
- 宅地の耐震化